

## 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所X（旧ツイッター）運用ガイドライン

令和6年9月2日

### （目的）

1. このガイドラインは、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所がX（旧ツイッター）（以下「X」という。）におけるアカウントを取得し、Xを通じてより多くの方へ事業に関する情報提供を行うための基本的なルールを定めるものである。

### （アカウント）

2. アカウントは次のとおりとする。
  - (1) 名称 : 利根導水総合管理所(水資源機構)
  - (2) アカウント名 : jwa\_tonecanal
  - (3) URL : [http://twitter.com/jwa\\_tonecanal](http://twitter.com/jwa_tonecanal)

### （運営方法及び管理者）

3. Xの運用は利根導水総合管理所にて行うものとし、X管理者は所長、管理補助者を総務課長とする。

### （管理者の役割）

4. X管理者は、ログインパスワード等を適正に管理し、投稿する情報を決定するとともに、円滑な運用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### （投稿）

5. Xによる情報の投稿は、X管理者の監督のもと、指定された担当者が行うものとする。  
ただし、防災情報の投稿に限っては速報性を要することに鑑み、当該防災業務に携わる管理職の判断により投稿することが出来るものとする。

### （投稿内容）

6. Xにおける投稿内容は、次に掲げる情報とする。
  - (1) 水資源機構のホームページに掲載されている情報
  - (2) X管理者が必要と認める情報
    - ① 防災情報
    - ② イベント
    - ③ その他（施設写真、風景・四季の写真など）

### （フォロー）

7. 本アカウントは、水資源機構公式Xをフォローするものとする。また、国、地方公共団体、その他公共性の高い機関が運営していることが確実と認められるアカウントに限りフォローすることができる。

### （フォローへの対応）

8. 他者からフォローを受けた場合は、問題が生じない限り拒否しないものとする。

(リポスト)

9. X管理者が必要と認めた場合は、他者の投稿内容について、リポストすることができる。

(リプライ)

10. 投稿する情報に対するリプライ（返信）等に対しては、回答しないものとする。

(投稿に際しての留意事項)

11. 情報の投稿に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 公式なアカウントであることを十分認識し、適切な情報を投稿しなければならない。
  - (2) 本アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
  - (3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに最大限留意しなければならない。
  - (4) 投稿する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(なりすまし防止)

12. 他者によるなりすまし行為による誤情報等の流布を防止するため、Xのアカウント名を利根導水総合管理所のホームページ上に明示する。また、なりすまし行為を発見した場合は、ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(ポストに記載するリンク先)

13. ポストに記載するリンク先は、原則として水資源機構ホームページのみとする。

(不適切な情報発信等の対応)

14. 職員または他者から不適切な情報発信である旨の連絡があった場合は、X管理者は必要に応じて、当該Xの削除及び訂正を行うものとする。

(運用ポリシーの周知・変更等)

15. 本ガイドラインの内容は利根導水総合管理所ホームページに掲載し周知する。また、ガイドラインは必要に応じて変更するものとする。